

| 改正概要説明書 | |
|--|---------|
| 国名：デンマーク | 法令名：意匠法 |
| 改正情報： 2012年1月24日統合意匠法 No. 102 2012年2月1日施行 | |
| 改正概要： | |
| <p>1. 「経済事業大臣」を「事業・経済成長大臣」に、「共同体意匠規則」を「共同体意匠に関する規則」に名称変更がなされた。</p> <p>2. 手数料についての規定が新たに設けられた(第10A部 第59a条から第59g条)。</p> | |
| 改正内容： | |
| <p>・ 第30条</p> <p>被移転人が納付しなければならない手数料が「所定の手数料」から「出願手数料」に改められた。</p> | |
| <p>・ 第36条</p> <p>(1) 故意に又は重大な過失で意匠権を侵害(意匠侵害)した者は、罰金刑に処せられるが、この規定は、共同体意匠に関する理事会規則に従って設定された意匠権の侵害にも適用される旨が加えられた。</p> | |
| <p>・ 第49条</p> <p>(3) 共同体意匠に関する事件の審査及び他の処理については、手数料を納付しなければならない旨の規定が新たに設けられた。</p> <p>また、「経済事業大臣はまた、共同体意匠の審査手数料も定めることができる。」という規定が削除された。</p> <p>(4) 前項の規定が新設されたことにより、旧法における(3)が繰り下がると共に、事業・経済成長大臣が定めることができるものが、「意匠登録出願に関する事件の審査又は意匠登録の更新に関する手数料」から「特別取引、公告、謄本、手続等の納付に関する規則」に改正された。</p> | |
| <p>・ 第51条</p> <p>(2) 意匠登録簿における情報の登録、修正又は削除の請求に関し、「当該請求については、所定の手数料も納付しなければならない。」の一文が削除された。</p> | |
| <p>・ 第59条</p> <p>(1) 第(2)項が新たに規定されたことにより、(1)となった。</p> | |

また、「経済事業大臣は更に、それに関連する事件についての審査手数料を定めることができる。」という規定が削除された。

(2) 国際意匠登録に関する事件の審査及び他の処理については、手数料を納付しなければならない旨の規定が新設された。

・ **第 10A 部 (手数料)**

手数料に関する規定が新たに設けられた。

・ **第 59a 条 (新設)**

(1) 意匠登録出願手数料及び 2 以上の意匠を含む出願の 1 を超える各意匠につき追加の手数料並びに意匠の公告の 1 を超える各複製の追加手数料についての規定が新たに設けられた。

(2) 出願人は特許商標庁に、同庁に知られている意匠権についての他の重要事項を審査するよう請求することができるが(第 17 条(2))、この手数料についての規定が新たに設けられた。さらに、2 以上の意匠を含む場合の追加手数料についての規定も新たに設けられた。

(3) 国際意匠登録におけるデンマークの指定手数料は意匠の国際登録に関するハーグ協定ジュネーヴ・アクト第 7 条(1)に従って定められる旨の規定が設けられた。

・ **第 59b 条 (新設)**

(1) 意匠登録の更新手数料, 2 以上の意匠を含む場合の追加手数料についての規定が新たに設けられた。

(2) 前項の規定は、旧意匠法第 25 条(1)に基づく登録の更新に準用される旨の規定が設けられた。

(3) 更新手数料が登録期間満了後 6 月までに納付される場合の追加手数料の額についての規定が設けられた。

(4) 国際意匠登録におけるデンマークの指定の更新手数料は、意匠の国際登録に関するハーグ協定ジュネーヴ・アクト第 17 条(2)に従って定められる旨の規定が設けられた。

・ **第 59c 条 (新設)**

(1) 2 以上の意匠を含む登録に含まれる意匠の審査を含む行政審査の請求手数料についての規定が設けられた。

(2) 補正した形態での登録の公告の基本手数料及び追加手数料についての規定が設けられた。

・ **第 59d 条 (新設)**

(1) 意匠出願の再開請求の手数料についての規定が設けられた。

(2) 意匠出願又は登録の回復請求手数料についての規定が設けられた。

・第 59e 条 (新設)

(1) 共同体意匠出願に関する事件の、特許商標庁による処理手数料についての規定が設けられた。

(2) 意匠の国際登録出願に関する事件の、特許商標庁による処理手数料についての規定が設けられた。

・第 59f 条 (新設)

納付した手数料が返却される場合とそうでない場合について以下の規定が新たに設けられた。

(1) 第 59a 条から第 59e 条までに従って納付された手数料は、納付が適時にされているときは、返却されない。

(2) 適時に納付されず又は期限到来時において不十分な金額で納付され、結果として納付不受理となった手数料は、返却される。

(3) 手数料納付済の審査及び他の処理を特許商標庁が拒絶した場合は、審査及び他の処理に関して納付された手数料は、返却される。

・第 59g 条 (新設)

第 59a 条から第 59e 条までにいう手数料は 2011 年水準のものである旨(1)、特許商標庁は、これらの手数料は政府予算のために使用される一般物価及び賃金変動に従って調整することができ、現行手数料を公表する旨(2)が規定された。

金融業法、抵当信用貸・抵当信用債等法、デンマーク国立銀行法及びその他種々の法律を改正する 2010 年 6 月 1 日法律 No. 579 は、施行日及び経過規定に関して、①2010 年 7 月 1 日施行(第 21 条(1))、②経過規定(第 21 条(2)から(6))を含む旨が記載された。

特許法及び他の種々の法律を改正する 2011 年 12 月 28 日法律 No. 1370 は、施行日及び経過規定に関して、2012 年 2 月 1 日施行(第 9 条)を含む旨が記載された。